商品概要説明書

フリーローン(一般型A)

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

	,,,,,
商品名	フリーローン(一般型A)
ご利用いただける方	 ○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。 ○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方。(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)。 ○栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	 ○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① 税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上5年以内とします。なお、JA住宅ローンをご利用していただい ている方は、6か月以上7年以内とします。
借入利率	 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額 返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特 定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位

	です。)のいずれかをご選択	いただけ	ます。					
担保	○不要です。							
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (栃木県農業信用基金協会) の保証をご利用いた							
	だきますので、原則として保証人は不要です。							
保証料	 ○一括前払い・分割前払いのいます ①一括前払い 保証料率 年 0.65% 保証料は、実行時の残高はご融資時に一括してお支持 【お借入額 100 万円あた(例)】 お借入期間 保証料(円) ②分割前払い 保証料率 年 0.70% 保証料は 融資期間中の残る 	および利達 ないただき りの一括3 1年 3,128	Eに基づいます。 を払保証料 2年 6,461	て保証料 +:当初借 3年 9,849	率等によ 行入利率 5. 4年 13,304	0%の場合 5年 16,814		
	保証料は、融資期間中の残高および利率に基づいて保証料率等により計算 し、約定返済日にお支払いただきます。(残高の減少や利率変動に伴い保 証料も変動します) 〇苦情処理措置							
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店(所)または事業統括部(電話:0287-62-5510)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県 J Aバンク相談所(電話:028-616-8555)でも、苦情等を受け付けております。 〇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県 J Aバンク相談所にお申し出ください。)							
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 							

JAなすの